

2024年9月5日

連絡先:

金杜法律事務所上海オフィス

特許部 パートナー弁理士 馬立栄 (日本語可)

中国上海市徐汇区淮海中路999号

上海環貿廣場1期17F

malirong@cn.kwm.com

D: +86 21 2412 6126 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局、『専利開放許諾の実施に関する紛争調停規定（試行）』を公表

2024年7月15日、国家知識産権局は、『専利開放許諾の実施に関する紛争調停規定（試行）』（以下『規定』、[リンクはこちら](#)）を公表した。この規定は、専利開放許諾の過程で生じる紛争を速やかに解決し、専利開放許諾の実施に関する紛争調停のために制度的保障を提供することを目的としている。

『規定』は、5章30条からなり、専利開放許諾の実施に関する紛争調停の事件の受理、事件の調停、終結などの方面の内容を明確にしている。具体的な内容は以下のとおりである。

- 専利開放許諾の実施に関する紛争調停は、自発、合法、公平および秘密保持の原則に従うべきであることを明確にした。
- 専利開放許諾の実施に関する紛争調停申請の受理条件、当事者が提出すべき書類・資料、受理決定の条件、受理されない事情、受理登録などの内容を明確にした。
- 調停委員の任命手続き、調停委員の人数、調停委員が回避すべき事情、調停プロセスにおける調停委員の行為に対する要求、当事者の権利・義務、当事者の不適切な行為に対する懲戒措置、調停実施の手順と期間、中断の事情、中断が再開される条件などの内容を明確にし

た。

4. 調停契約書が締結される事情、調停契約書の主な内容、発効条件、調停終了の事情、調停回数、ファイル管理などの内容を明確にした。

国家知識産権局の指導者、「質の高い発展の促進」をテーマとする一連の記者会見で記者の質問に回答

2024年7月29日、国務院情報弁公室は「質の高い発展の促進」をテーマとする一連の記者会見を開催した（[リンクはこちら](#)）。会見には、国家知識産権局局長の申長雨氏、同局副局長の胡文輝氏、同局専利局副局長兼戦略企画部部長の葛樹氏、同局知的財産権運用促進部部長の王培章氏が招かれて出席し、状況を紹介するとともに、知的財産権分野の改革発展の全体状況、専利商用化・運用特別行動計画の効果、上半期の知的財産権業務の進捗状況などについて、記者の質問に答えた。具体的な内容は以下のとおりである。

1. 今年6月までに、中国国内の有効な発明専利数は442万5000件に達し、権利者が企業である発明専利の割合は72.8%に増加し、企業のイノベーションがより活発になっている。人口1万人当たりの高付加価値の発明専利保有件数は12.9件に達し、国の第14次5カ年計画で掲げた目標を前倒しで達成した。
2. PCT国際専利、ハーグ制度での意匠、マドリッド国際商標出願という世界知的所有権機関の三大業務制度において、中国の出願人による出願件数は、安定して世界のトップクラスにある。今年6月までに、中国における国外からの有効な発明専利数および有効な登録商標数は、それぞれ91万9000件、213万5000件に達し、安定的な伸びを維持している。
3. 知的財産権審査の質と効率が継続的に高められており、発明専利の平均審査期間は15.7ヶ月に短縮され、審査の正確率は94.2%に達している。商標登録の平均審査期間は4ヶ月で安定しており、審査の合格率は97.7%に維持され、いずれも同じ審査制度での国際的な先進レベルに達している。

事例

最高院の知的財産権法廷、差止仮処分に関する初の再審議申請事件において、専利権侵害事件の訴訟前差止仮処分審査の判断基準を明確化

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は先般、北京某科技股份有限公司（以下、「B公司」）が某科技（蘇州）有限公司（以下、「A公司」）を訴えた訴訟前差止仮処分の申請をめぐる紛争事件に対し決定を下し、福建省泉

州市中級人民法院（以下、「泉州中院」）の決定を取り消した。

2024年6月3日、A 会社は泉州中院に訴訟前差止仮処分を申請し、専利番号 20211167****. 6、名称「**機」である A 会社の発明専利権（以下、「本件専利」）を侵害する製品の製造、販売の申し出、販売の即刻停止を B 会社に命ずるよう求めた。具体的な製品は、2 つの床掃除ロボット製品である。A 会社は、ある中国の財産保険株式有限公司の訴訟財産保全責任保険の保証状によって担保を提供するとともに、自らも 500 万元の担保を提供した。

泉州中院は、本件において A 会社は浙江省知的財産権研究サービスセンターの『専利侵害比較分析報告』、北京国威知的財産権鑑定評価センター有限責任会社の『専利侵害比較鑑定意見書』を提出しており、これらの報告は、本件の 2 つの被疑侵害製品の技術がいずれも本件専利の請求項の保護範囲に収まることを示しているとし、以下のような認識を示した。既存の証拠によれば、B 会社が専利権者の許諾を得ずに生産・経営の目的で被疑侵害製品の製造、販売の申し出、販売を行うことは、専利権侵害に該当する可能性が高い。現在、全電子商取引の「618」大規模プロモーション期間にあたり、被疑侵害行為は規模が大きく且つ拡大傾向にあると予測できる。したがって、可能性のある侵害行為を停止させることには緊急性がある。例えば、対応する差止措置を講じなければ、A 会社の合法的な権益に補填しがたい損害を与えることになり、その損害は、差止措置を講じることで B 会社が被る損害よりも明らかに大きい。また、本件専利製品と被疑侵害製品はいずれも床掃除ロボットであり、社会的な公共製品の属性を有しないため、差止仮処分措置を講じることで社会的な公益が損なわれることはない。したがって、泉州中院は B 会社に対し、本件専利権に対する侵害行為を直ちに停止すること、すなわち、自動掃除モップがけロボット P10Pro と自動掃除モップがけロボット P10SPro の 2 製品の製造、販売の申し出、販売を停止することを命じる決定を下した。B 会社はこの決定を不服とし、最高院に再審議を申請し、当該訴訟前差止仮処分の決定を取り消し、A 会社の訴訟前差止仮処分の申請を法律に従って棄却するよう求めた。

最高院は、本件で審査すべき問題の焦点は、泉州中院が B 会社に対して訴訟前差止仮処分の措置を講じることが法律の規定に適合するかどうかであるとし、次のような認識を示した。関連する法律の規定によると、裁判所は訴訟前差止仮処分の申請を審査するにあたり、まず当該申請が「事態の緊急性」という前提条件を満たしているかどうかを審査すべきであり、その上で、訴訟前差止仮処分の措置に事実の根拠と法的根拠があるかどうか、差止措置を講じないことで補填または判決の執行が困難になるような損害があるかどうか、差止措置を講じることで利益の不均衡が生じるかどうか、社会的な公益を害するかどうかなどの要素を総合的に考慮する必要がある。本件の場合、既存の証拠は、A 会社の訴訟前差止仮処分の申請が、前述した法定の事情に合致すると証明するにはまだ不十分である。

まず、本件の訴訟前差止仮処分は、「事態の緊急性」という前提条件を満

たしていない。「事態の緊急性」とは一般的に、差止仮処分措置を直ちに講じなければ、申請者の権利喪失、権利価値の激減、人格権や時効性の強い要因による権利の差し迫った侵害など、回復不能な利益の損害などが生じる事情を指す。本件の場合、A 会社の申請は発明専利件侵害の紛争に基づいて引き起こされたものであり、被疑侵害行為は一般的に、本件専利権自体の喪失または権利価値に対する回復不能な損害につながることはなく、A 会社の人格権に対する侵害も存在しない。また、A 会社の主張によると、被疑侵害行為は 2023 年 8 月にすでに実施されているが、A 会社は被疑侵害行為を発見した後、2024 年 6 月になって初めて差止仮処分の申請を行っており、その間も各種の販促活動があったが、A 会社は訴訟前差止仮処分の申請を適時に行っておらず、関連する事実によって、本件には時効性の強い要因が存在せず、訴訟前に被疑侵害行為を停止する緊迫性がないことが明白に示されている。

次に、本件の訴訟前差止仮処分は、他の一部の法定要件を満たしていない。第一に、専利侵害事件では、侵害の判定を下すために、より複雑な技術の比較を行う必要があることが多く、通常、より慎重に差止仮処分措置を講ずるべきである。本件専利権の効力は依然として安定してはいるものの、本件では、被疑侵害の技術が本件専利の請求項の関連する技術的特徴を備えるかどうかを両当事者の間で大きく争われており、最高院は初歩的な審査の結果、現段階で侵害の可能性が高いと認定するには、事実的根拠がまだ不明瞭であると認識している。第二に、補填しがたい損害が申請者に生じるかどうかを判断する際には、関連する損害が金銭的補償によって補填可能かどうか、また、執行手続きによって償還可能であると合理的に予期できるかどうかを重点的に考慮するべきである。本件は、発明専利権の侵害をめぐる紛争であり、侵害行為によって権利者に生じる損害は、通常、製品の販売減少による経済的損失であるが、経済的損失は一般的に、訴訟を通じて被疑侵害者が損害賠償責任を負うよう求めたり、判決を執行して関連する勝訴の権益を確保したりする方法によって、補填することができる。本件では、B 会社も反担保を提供する意思を明確に示しており、判決を履行する相応の意思と能力があることを明白に示している。既存の証拠は、権利者に補填しがたい他の損失がさらに存在することや、判決の執行が困難であることを証明するのに十分ではない。また、既存の証拠は、被疑侵害行為が制御困難であり、A 会社の損害を著しく増大させると証明するのに十分ではなく、被疑侵害行為が A 会社の市場シェアを著しく減少させることを明白に示す証拠も存在しない。第三に、両当事者はいずれも床掃除機の業界では有名な企業であり、訴訟前差止仮処分の措置を講じることで B 会社にも相応の損害を与える可能性があるが、既存の証拠は、訴訟前差止仮処分の措置を講じないことで A 社に与える損害が、訴訟前差止仮処分の措置を講じることで B 会社に与える損害よりも大きいと証明するには十分ではない。また、被疑侵害製品と本件専利の製品は、いずれも床掃除ロボットであり、市場には、消費者が選択できる代替可能な製品が十分に存在しており、製品自体は社会的な公共製品の属性を有しておらず、公衆衛生、環境保護、その他の重大な社会的利益に関係してい

ない。したがって、訴訟前差止仮処分の措置を認めるか否かは、社会的な公益に損害を及ぼす問題には関係しない。公益の考慮という点では、訴訟前差止仮処分の法定要件を満たしていると言えるが、蘇州某会社の申請は、前述した他の法定要件を満たしていないため、訴訟前差止仮処分の申請は全体として、認めるべき法定要件を満たしていない。

以上総括すると、最高院は、元の決定は確かに不当であり、A 会社の訴訟前差止仮処分申請は法定要件を満たしていないとの認識を示し、元の決定を取り消す決定を下した。

再審議の決定については[こちら](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件は、差止仮処分の再審議申請制度の施行後に最高院の知的財産権法廷が終結させた初の再審査申請事件であり、法律に基づき、申請受理後 10 日以内に速やかに再審議の決定が下された。本件は、発明専利侵害事件における訴訟前差止仮処分の申請について、より明瞭かつ明確な審査判断基準を提供するものである。すなわち、まず当該申請が「事態の緊急性」という前提条件を満たしているかどうか審査されるべきであり、その上で、訴訟前差止仮処分の措置に事実的根拠と法的根拠があるかどうか、差止措置を講じないことで補填または判決の執行が困難になるような損害があるかどうか、差止措置を講じることで利益の不均衡が生じるかどうか、社会的な公益を害するかどうかなどの他の法定要件が総合的に考慮される。差止仮処分措置は当事者の利益に重大な影響を及ぼす。裁判所は、訴訟前差止仮処分の措置を認めるかどうかを審査し判断する際に、侵害の適時停止、知的財産権の強力な保護に対する訴訟前差止仮処分制度の重要な役割を十分発揮させることに重点を置くだけでなく、法に厳格に従って法定要件を審査し、各方面の利益のバランスを確保する必要がある。